

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東洋テック株式会社			コード	9686
提出日	2023/5/12	異動（予定）日	2023/6/16		
独立役員届出書の提出理由	2023年6月16日開催の当社第59期定時株主総会において、社外取締役並びに社外監査役の選任議案を付議しますので、ここに届け出るものです。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	諸島伸治	社外取締役	○													○	有
2	稲田浩二	社外取締役	○									○	○				有
3	中川正浩	社外取締役	○													○	有
4	栗原達司	社外取締役	○									○	○				有
5	福岡 規行	社外取締役	○									○	○				有
6	藤田正博	社外監査役	○							△							有
7	尼木 始	社外監査役	○										△				有
8	浜田 誠一郎	社外監査役			○												有
9	植松 則行	社外監査役	○									○	○			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	諸島伸治氏は、株式会社ランドコンピュータの相談役であります。同社では代表取締役、またそれ以前には株式会社日立製作所グループ会社において代表取締役を務めていましたが、いずれの会社においても当社の株式保有、取引はありません。	同氏については、長年に亘る株式会社日立製作所グループでの経営者として、経営及びグループ経営に関する豊富な経験と実績、およびテクノロジー・ITに関する専門的知識・豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役に選任するものです。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。
2	稲田浩二氏は、関西電力株式会社の代表執行役副社長執行役員であります。同社は、当社の主要株主であり、当社は同社との間で取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。	同氏については、地元関西の有力企業である関西電力株式会社の代表執行役副社長として、経営及びグループ経営に関する豊富な経験と実績、およびシステム部門での勤務経験に基づくテクノロジー・ITに関する専門的知識等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役に選任するものです。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。 また、同氏については、主要株主かつ取引関係のある企業の代表執行役副社長ではありますが、持株比率13.43%であり、取引額も僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、既に独立役員に指定しております。
3	中川正浩氏は、警察庁で、自動車安全運転センター調査研究部長、東北管区警察局長等を歴任され、2020年4月に警察庁を辞任されました。現在は大樹生命保険株式会社の顧問であります。同庁及び同社による当社の株式保有、取引はありません。	同氏については、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、警察庁での勤務経験に基づく防犯、危機管理に加え、法律面においても専門的知識、豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役に選任するものです。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。
4	栗原達司氏は、セコム株式会社の取締役であります。同社は、当社の主要株主であり、当社は同社との間で取引関係があります。取引内容は、当社で対応ができない地域の業務を同社に一部委託しておりますが、その取引額は僅少であります。	同氏については、長年にわたる日本銀行での勤務経験により、経済、金融面に精通しており、また警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム株式会社の取締役としての経営及び当社業界に関する豊富な経験と実績を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役に選任するものです。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。 また、同氏については、主要株主かつ取引関係のある企業の取締役ではありますが、持株比率25.47%であり、取引額も僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、既に独立役員に指定しております。

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
5	福岡規行氏は、セコム株式会社の執行役員大阪本部部長であります。同社は、当社の主要株主であり、当社は同社との間で取引関係があります。取引内容は、当社で対応ができない地域の業務を同社に一部委託しておりますが、その取引額は僅少であります。	同氏については、警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム株式会社での事業部門や同社グループ会社での代表取締役として培われた経営及び、業界における知識、豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役に選任するものです。なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。また、同氏については、主要株主かつ取引関係のある企業の執行役員ではありますが、持株比率25.47%であり、取引額も僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、既に独立役員に指定しております。
6	藤田正博氏は、当社の株主、メイン銀行且つ取引先である株式会社りそな銀行の元業務執行者でありましたが、同行を転出してから10年以上経過しております。なお、同行からの借入金額については僅少であり、取引内容については、同社の輸送警備、施設警備等において取引がありますが、その取引額についても僅少であります。	同氏については、当社が警備業務を受託している株式会社りそな銀行の元業務執行者でありましたが、当社金融機関を転出してから10年以上が経過しており、転出後、同行関係金融機関、関連会社に勤務しておりましたが、当該企業と当社との間で取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、既に独立役員に指定しております。なお、同氏については、外部の目線で取締役会、監査役会で意見、質問等を活発に行っており、取締役会において緊張感を持ち合わせて、適時、適切な経営監視が行われているものと判断しております。
7	尼木 始氏は、当社の株主、取引銀行且つ取引先である株式会社三井住友銀行の元業務執行者でありましたが、同行を転出してから10年以上経過しております。	同氏については、当社が警備業務を受託している株式会社三井住友銀行の元業務執行者でありましたが、当社金融機関を転出してから10年以上が経過しております。同氏は、転出後、当社と取引関係のない一般事業会社での勤務を経て、2012年6月に当社の監査役に就任いたしました。同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、既に独立役員に指定しております。なお、同氏については、外部の目線で取締役会、監査役会で意見、質問等を活発に行っており、取締役会において緊張感を持ち合わせて、適時、適切な経営監視が行われているものと判断しております。
8	浜田 誠一郎氏は、関西電力㈱の社員であり、同社の経営企画室グループ事業担当室長、イノベーション担当室長であります。同社は、当社の主要株主であり、当社は同社との間で取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。なお同氏は、2020年6月より2年間社外取締役に就任しております。	
9	植松則行氏は、セコム株式会社の執行役員本社監査部長であります。同社は、当社の主要株主であり、当社は同社との間で取引関係があります。取引内容は、当社で対応ができない地域の業務を同社に一部委託しておりますが、その取引額は僅少であります。	同氏については、警備業界のリーディングカンパニーであるセコム㈱での企画部門、事業推進部門や本社監査部門での専門的な知識、経験等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の意思決定プロセスの違法性を確保するための有効な助言をしていただき、経営に対する適切な監視を行っていただくことを期待して、社外監査役に選任しております。なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。また、同氏については、主要株主かつ取引関係のある企業の社員ではありますが、持株比率25.47%であり、取引額も僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、既に独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※ 2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。